

検査事項	用途	判定基準		学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	
16. 書類 の整理及 び保存の 状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。 水槽の補修の記録が整理保存されていること。 その他の帳簿書類が整理保存されていること。	207		324	13	3	13	13	21	21	13	13	21	21	23			
		7.1		2.9	2.0	0.5		2.0	1.1	1.1		2.0		1.1	1.1			
		164		296	12	2		12	19	19		11		19	12			
		5.6		2.6	1.8	0.3		1.8	1.0	1.0		1.7		1.0	0.6			
		4		122	19	10		19	11		13		11	20				
		0.1		1.1	2.9	1.6		2.9	0.6		2.0		0.6	1.0				
		294		655	56	32		56	116		55		116	137				
		10.1		5.9	8.6	5.0		8.6	5.9		8.5		5.9	6.5				

表 4-③-2 平成 17 年度簡易専用水道の用途別不適状況

A : 調査件数

19954 件

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	
1. 水槽周囲の状態	調査件数[A] 不適合件数[B] (B/A%)	2870	11076	633	646	1949	2154	626	646	1949	2154	1295	3821	108	468	580
		45.1	34.5	17.1	26.2	24.0	26.9	16.5	26.2	24.0	26.9	16.5	26.2	24.0	26.9	26.9
	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	131	271	15	26	15	1	15	2	13	0	9	60	9	34	6
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	4.6	0.9	2.4	0.2	2.4	0.2	2.4	0.3	2.0	0.0	3.1	0.5	1.6	0.3	0.3
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	132	32	196	283	8	4	4	1	18	5	12	48	18	48	18
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	4.6	1.1	1.8	2.6	1.3	0.6	0.2	0.2	2.8	0.8	1.1	0.6	2.2	0.8	0.8
	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	28	4	83	9	2	0	2	1	8	0	7	1	16	4	4
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	1.0	0.1	0.7	0.1	0.3	0.0	0.3	0.2	1.2	0.0	0.4	0.1	0.7	0.2	0.2
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	19	70	39	340	2	8	2	2	1	3	3	13	6	23	23
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	0.7	2.4	0.4	3.1	0.3	1.3	0.3	0.3	0.2	0.5	0.2	0.7	0.3	1.1	1.1
3. 水槽上部の状態	調査件数[A] 不適合件数[B] (B/A%)	78	53	282	152	5	3	15	6	11	6	23	19	44	35	
		2.7	1.8	2.5	1.4	0.8	0.5	2.4	1.0	1.7	0.9	1.2	1.0	2.0	1.6	1.6
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	48	44	195	201	2	3	6	5	11	9	13	20	39	39	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	1.7	1.5	1.8	1.8	0.3	0.5	1.0	0.8	1.7	1.4	0.7	1.0	1.8	1.8	
	水槽上部は水たまりができていない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	26	17	109	39	3	1	4	1	3	1	4	4	14	4	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	0.9	0.6	1.0	0.4	0.5	0.2	0.6	0.2	0.5	0.2	0.2	0.2	0.6	0.2	
	水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	79	38	128	127	4	1	7	3	14	1	16	4	30	10	
	水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	2.8	1.3	1.2	1.1	0.6	0.2	1.1	0.5	2.2	0.2	0.8	0.2	1.4	0.5	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	0	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	
	水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0	1	53	0	1	0	0	0	4	0	3	0	6	0		
水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0.0	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0		

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他			
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水		
4. 水槽 内部の状 態	判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の剥離、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的にに行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	11	5	27	13	3	0	1	0	1	0	1	0	7	4	10	6
		0.4	0.2	0.2	0.1	0.5	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.4	0.2	0.5	0.3
		7	4	86	41	16	9	4	0	4	1	17	13	17	13	12	2
		0.2	0.1	0.8	0.4	2.5	1.4	0.6	0.0	0.6	0.2	0.9	0.7	0.9	0.7	0.6	0.1
		20	111	54	160	5	5	2	1	3	7	3	16	3	16	14	26
		0.7	3.9	0.5	1.4	0.8	0.8	0.3	0.2	0.5	1.1	0.2	0.8	0.2	0.8	0.6	1.2
		5	0	17	1	0	2	0	0	1	0	3	0	3	0	3	3
		0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1
		5	0	12	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1
		0.2	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
5. 水槽 のマンホ ールの状 態	3	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	156	219	508	404	9	12	9	5	10	10	42	39	42	39	43	47	
	5.4	7.6	4.6	3.6	1.4	1.9	1.4	0.8	1.5	1.5	2.2	2.0	2.2	2.0	2.0	2.2	
	77	66	178	144	8	6	4	2	5	6	14	13	14	13	27	19	
	2.7	2.3	1.6	1.3	1.3	0.9	0.6	0.3	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	1.3	0.9	
	15	2	21	0	1	0	0	0	1	0	4	1	5	4	5	0	
	0.5	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	
	7	2	12	5	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	3	1	
	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
6. 水槽 のオーバ ーパイプ 管の状 態	61	118	126	141	8	5	4	2	6	3	10	13	10	13	21	16	
	2.1	4.1	1.1	1.3	1.3	0.8	0.6	0.3	0.9	0.5	0.5	0.7	0.5	0.7	1.0	0.7	
	26	48	31	34	2	1	1	0	2	0	3	3	3	3	10	2	
	0.9	1.7	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0	0.3	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.1	
	7	4	12	2	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	3	1	
	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
	42	9	95	16	5	2	5	0	4	0	9	6	9	6	26	4	
	1.5	0.3	0.9	0.1	0.8	0.3	0.8	0.0	0.6	0.0	0.5	0.3	0.5	0.3	1.2	0.2	



検査事項	用途	判定基準												事務所		その他													
		学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		受水槽		高置水		受水槽		高置水											
7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 管端部と排水管の流入管等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入管等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	152	66	139	177	2	4	3	0	3	6	16	12	38	24	5.3	2.3	1.3	1.6	0.3	0.6	0.5	0.9	0.8	0.6	1.8	1.1		
		165	296	358	575	6	10	15	5	15	25	24	44	44	60	5.7	10.3	3.2	5.2	0.9	1.6	2.4	0.8	2.3	3.9	1.2	2.3	2.0	2.8
		99	195	158	175	3	4	3	1	7	8	11	14	27	21	3.4	6.8	1.4	1.6	0.5	0.6	1.1	1.2	0.6	0.7	1.3	1.0		
		1	2	4	2	1	0	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	
		59	5	135	5	3	4	5	0	3	1	11	4	25	4	2.1	0.2	1.2	0.0	0.5	0.6	0.8	0.0	0.5	0.2	0.6	0.2	1.2	0.2
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入管等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	100	6	250	12	9	6	12	1	13	0	26	6	54	7	3.5	0.2	2.3	0.1	1.4	0.9	1.9	0.2	2.0	0.0	1.3	0.3	2.5	0.3
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1		
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。 五度以下であること。 二度以下であること。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														
11. 味	異常な味が認められないこと。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														
12. 色	異常な色が認められないこと。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														
13. 色度	五度以下であること。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														
14. 濁度	二度以下であること。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														
15. 残留塩素	検出されること。	15	3	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3	2	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1		
		0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0														
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1														

検査事項	用途	判定基準						学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	
16. 書類 の整理及 び保存の 状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。  受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。  水槽の掃除の記録が整理保存されていること。  その他の帳簿書類が整理保存されていること。	198		300		13		2		11		12		15								
		6.9		2.7		2.1		0.3		1.7		0.6		0.7								
		157		273		12		0		11		11		13								
		5.5		2.5		1.9		0.0		1.7		0.6		0.6								
		14		138		23		7		15		43		20								
		0.5		1.2		3.6		1.1		2.3		2.2		0.9								
		149		420		45		10		61		161		103								
		5.2		3.8		7.1		1.6		9.4		8.3		4.8								

表 4-③-3 平成 16 年度小規模貯水槽水道の用途別不適状況

A : 調査件数

1526 件

検査事項	用途 調査件数 [A]	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水			
1. 水槽周囲の状態	判定基準 不適件数[B] (B/A%)															
		5	1	15	0	1	1	1	0	0	1	0	3	1	8	2
	1.7	0.3	1.6	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	2.7	0.9	7.0	1.8
	11	1	11	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	1	
	3.7	0.3	1.2	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	3.5	0.9	
	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0	
	4	4	9	14	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	2	
	1.3	1.3	1.0	1.5	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	6.3	0.0	0.9	0.9	1.8	1.8	
	2	2	8	6	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	
0.7	0.7	0.9	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.9	0.9	0.9	0.0		
6	5	12	5	0	0	0	0	0	2	1	2	0	2	3		
2.0	1.7	1.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3	1.8	0.0	1.8	2.6		
2	3	9	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0		
0.7	1.0	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0		
8	1	8	2	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3	2		
2.7	0.3	0.9	0.2	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	6.3	0.0	2.7	0.0	2.6	1.8		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0		
0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0		
3. 水槽上部の状態	不適件数[B] (B/A%)															



検査事項	用途	判定基準	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
			受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	
4. 水槽 内部の状 態	汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剝離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に実行されていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1	0	15	1	0	0	2	1	1	0	0	1	0	2	1	0
		0.3	0.0	1.6	0.1	0.0	0.0	7.4	3.7	6.3	0.0	6.3	0.0	1.8	0.9	0.0	0.0
		2	14	14	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		0.7	4.7	1.5	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9
		0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
		0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	3.5
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5. 水槽 のマンホ ールの状 態	16	28	38	37	0	0	1	1	1	1	1	0	1	5	6	7	
	5.4	9.4	4.0	3.9	0.0	0.0	3.7	3.7	0.0	6.3	0.0	4.5	5.4	6.1	2.6	2.6	
	10	3	18	12	1	1	1	1	1	1	0	4	2	6	3	3	
	3.4	1.0	1.9	1.3	5.0	5.0	3.7	3.7	6.3	0.0	6.3	0.0	3.6	1.8	5.3	2.6	
	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	3	1	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	
	1.0	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	0.9	0.9	0.0	0.9	
	16	13	15	7	1	0	2	1	1	1	0	2	0	2	0	4	
	5.4	4.4	1.6	0.7	5.0	0.0	7.4	3.7	6.3	0.0	6.3	0.0	1.8	0.0	3.5	2.6	
6. 水槽 のオーバ ーフロー 管の状 態	7	6	7	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	
	2.3	2.0	0.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	0.9	0.0	1.8	0.9	
	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0	
	16	0	20	0	3	0	1	0	2	0	2	0	3	1	7	1	
	5.4	0.0	2.1	0.0	15.0	0.0	3.7	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	2.7	0.9	6.1	0.9	

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水
7. 水槽 の通気管 の状態	判定基準 管端部からほほりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効面積を有するものであること。	15	9	16	9	0	1	0	0	0	1	3	5	2	1
		5.0	3.0	1.7	1.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	6.3	2.7	4.5	1.8	0.9
		19	32	42	32	1	2	0	0	0	1	3	7	5	7
		6.4	10.7	4.5	3.4	5.0	10.0	0.0	0.0	0.0	6.3	2.7	6.3	4.4	6.1
8. 水槽 の水抜管 の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。 管端部と排水管の流入口等の相隣り逆流の防止に十分な距離であること。	20	20	31	18	1	1	0	0	0	0	0	2	3	4
		6.7	6.7	3.3	1.9	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.6	3.5
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9. 給水 管等の状 態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 異常な臭気が認められないこと。 異常な味が認められないこと。 異常な色が認められないこと。	4	1	12	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	
		1.3	0.3	1.3	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.9	0.0	0.9	
		18	0	30	1	3	0	0	0	2	0	7	1	6	
		6.0	0.0	3.2	0.1	15.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	6.3	0.9	5.3	
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
11. 味	異常な味が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
12. 色	異常な色が認められないこと。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
13. 色度	五度以下であること。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
14. 濁度	二度以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
15. 残留 塩素	検出されること。	4	4	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	
		1.3	0.0	0.1	0.1	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	



検査事項	用途	判定基準						学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	
16. 書類 の整理及 び保存の 状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。 水槽の増設の記録が整理保存されていること。 その他の帳簿書類が整理保存されていること。	43		117		2		1		2		10		2		10		7				
		14.4		12.4		10.0		3.7		12.5		9.0		6.1								
		36		102		2		0		2		7		4								
		12.1		10.9		10.0		0.0		12.5		6.3		3.5								
		1		19		0		2		1		2		1		2		1				
		0.3		2.0		0.0		7.4		6.3		1.8		0.9								
		48		73		3		6		7		17		14								
		16.1		7.8		15.0		22.2		43.8		15.3		12.3								

表 4-③-4 平成 17 年度小規模貯水槽水道の用途別不適状況

A : 調査件数

1504 件

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他		
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	
1. 水槽周囲の状態	判定基準 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位確認部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	286	924	17	28	18	119	5	6	12	49	41.2	42	37.5	112	
		148	324	5	6	12	49	41.2	42	37.5	112					
		51.7	35.1	29.4	21.4	66.7	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2	41.2
		5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1.7	0.3	5.9	0.0	0.0	0.0	1.7	0.8	4.5	1.8	1.7	0.8	4.5	1.8	1.8
		9	2	0	0	0	0	2	0	4	2	0	0	4	2	2
		3.1	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	3.6	1.8	1.7	0.0	3.6	1.8	1.8
		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.9	0.0	0.8	0.0	0.9	0.0	0.0
		2	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1
2. 水槽本体の状態	判定基準 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位確認部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	0.7	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.9	0.9	0.0	0.8	0.9	0.9	0.9	
		4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1.4	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		7	5	0	0	0	0	2	1	2	1	0	2	1	2	
		2.4	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	5.6	1.8	0.9	0.0	1.8	0.9	0.9	
		4	2	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	2	0	
		1.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	1.8	0.0	0.8	1.8	0.0	0.0	
		9	3	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	1	2	
		3.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	1.8	0.0	0.8	1.8	0.9	0.9	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 水槽上部の状態	判定基準 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位確認部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

検査事項	用途	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他			
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水		
4. 水槽 内部の状 態	判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
		0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	
		2	1	17	5	0	0	2	1	2	0	5	0	5	0	0	
		0.7	0.3	1.8	0.5	0.0	0.0	7.1	3.6	11.1	0.0	4.2	0.0	2.5	0.0	0.0	
5. 水槽 のマンホ ールの状 態	判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	2	15	7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	
		0.7	5.2	0.8	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.9	2.7	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.9	0.9
6. 水槽 のオーバ ーパイプ 管の状 態	判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.7	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	17	20	38	31	0	0	1	1	1	1	1	7	5	5	4		
	5.9	7.0	4.1	3.4	0.0	0.0	3.6	3.6	5.6	5.6	5.9	4.2	4.5	3.6	3.6		
	6	2	14	11	0	0	0	0	0	0	2	2	3	1	1	1	
	2.1	0.7	1.5	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7	2.7	0.9	0.9	0.9	
判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0		
	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	12	13	11	9	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4		
	4.2	4.5	1.2	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.9	3.6	3.6		
	5	5	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
	1.7	1.7	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0	0.9	0.9	
判定基準  汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。  掃除が定期的に行われていることが明らかであること。  外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。  当該施設以外の通気管設備が設置されていないこと。  流入口と流出口が近接していないこと。  水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。  ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。  点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。  マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。  管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。  管端部の防虫網が確認でき、正常であること。  防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。  管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。  管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		
	0.7	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.9	0.0	0.0		
	11	0	14	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	1	1	1	
	3.8	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	4.5	0.9	4.5	0.9	



検査事項	判定基準												用途	
	学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水
7. 水槽 の通気管 の状態	管端部からはこりその他腐生上有害なものが入らない状態にあること。													
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。													
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。													
	通気管として十分な有効面積を有するものであること。													
8. 水槽 の水抜管 の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。													
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。													
	当該施設以外の看管設備と直接連結されていないこと。													
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。													
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。													
11. 味	異常な味が認められないこと。													
12. 色	異常な色が認められないこと。													
13. 色度	五度以下であること。													
14. 濁度	二度以下であること。													
15. 残留 塩素	検出されること。													
	1.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9

検査事項	用途	判定基準						学校		住宅		宿泊施設		工場		店舗		事務所		その他	
		受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水	受水 槽	高置 水
16. 書類 の整理及 び保存の 状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。  受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。  水槽の補修の記録が整理保存されていること。  その他の帳簿書類が整理保存されていること。	41		100		2		1		1		1		1		1		7		7	
		14.3		10.8		11.8		3.6		5.6		5.9		6.3		5.9		6.3		6.3	
		32		92		2		0		1		5		7		5		7		7	
		11.2		10.0		11.8		0.0		5.6		4.2		6.3		4.2		6.3		6.3	
		1		13		0		3		1		0		1		5		0		0	
		0.3		1.4		0.0		10.7		5.6		4.2		4.2		0.0		0.0		0.0	
		25		29		0		2		5		17		4		4		4		4	
		8.7		3.1		0.0		7.1		27.8		14.3		3.6		3.6		3.6		3.6	

## (2) まとめ

今回の調査の結果をみると、用途別総合判定不適合施設は、簡易専用水道においては16、17年度共に学校の約半数が何がしかの指摘を受け、不適合施設であった。又、小規模貯水槽水道においては16、17年度年度共に店舗の70%ほどが何がしかの指摘を受け、不適合施設であった。

次に各検査事項、判定基準別にみると、16、17年度の簡易専用水道及び小規模貯水槽水道共に施設面においては、特に突出した施設はなく、10%以下であった。しかし、検査事項の16.「書類の整理及び保存の状況」では、小規模貯水槽水道において10%以上何がしかの指摘を受けている施設が見られた。



#### ④ 貯水槽の材質・経年劣化に関する調査

本調査では、簡易専用水道の貯水槽の材質・経年劣化の状況、補修工事の実施状況について調査を実施した。

##### (1) 調査対象

- ①材質・設置場所：FRP製パネル型貯水槽・屋外設置
- ②製造年：昭和49年から平成18年製造の簡易専用水道の貯水槽
- ③調査件数：203件

##### (2) 調査方法及び判定基準

- ①調査方法：目視により貯水槽天板表面の劣化状態及び補修（再塗装）の有無について調査
- ②判定基準：A：劣化なし（天板表面のガラス繊維の露出面積 0～25%未満）  
B：やや劣化（天板表面のガラス繊維の露出面積 25～50%未満）  
C：劣化（天板表面のガラス繊維の露出面積 50%以上）

##### (3) 調査結果

調査した結果は、表4-④-1のとおりであった。

表4-④-1の製造年を製造後の経年に直し、二重線で区切られた経年区分でまとめられたものが表4-④-2である。

図4-④-1は、経年区分別の調査件数及び再塗装の有無をグラフ化したものである。

図4-④-2は、経年区分別の再塗装（無）の判定結果をグラフ化したものである。

図4-④-3は、経年区分別の再塗装（有）の判定結果をグラフ化したものである。

調査結果を製造後の経年区分別に見ると、

- ① 0～5年：(ア) 再塗装されたもの27件中0件であった。  
(イ) 再塗装されていないもの27件中27件ですべて「劣化なし」であった。
- ② 6～10年：(ア) 再塗装されたもの56件中1件(2%)で「劣化なし」であった。  
(イ) 再塗装されていないもの56件中55件(98%)で「劣化なし」は67%、「やや劣化」は33%であった。
- ③ 11～15年：(ア) 再塗装されたもの53件中10件(19%)ですべて「劣化なし」であった。  
(イ) 再塗装されていないもの53件中43件(81%)で「劣化なし」は26%、「やや劣化」は74%であった。
- ④ 16～20年：(ア) 再塗装されたもの40件中21件(53%)で「劣化なし」は81%、「やや劣化」は14%、「劣化」は5%であった。

(イ) 再塗装されていないもの 40 件中 19 件 (47%) で「劣化なし」は 0%、「やや劣化」は 74%、「劣化」は 26%であった。

⑤ 21～25 年：(ア) 再塗装されたもの 20 件中 17 件 (85%) で「劣化なし」は 29%、「やや劣化」は 65%、「劣化」は 6%であった。

(イ) 再塗装されていないもの 20 件中 3 件 (15%) ですべて「劣化」であった。

⑥ 26～30 年：(ア) 再塗装されたもの 5 件中 2 件 (40%) ですべて「やや劣化」であった。

(イ) 再塗装されていないもの 5 件中 3 件 (60%) ですべて「劣化」であった。

⑦ >30 年：(ア) 再塗装されたもの 2 件中 1 件 (50%) ですべて「劣化」であった。

(イ) 再塗装されていないもの 2 件中 1 件 (50%) ですべて「劣化」であった。

表 4-④-1

製造年	製造年別 調査件数	再塗装の有無					
		無			有		
		劣化なし	やや劣化	劣化	劣化なし	やや劣化	劣化
S49	1			1			
S50	1						1
S51							
S52	1					1	
S53	1			1			
S54	1					1	
S55	2			2			
S56	2				1		1
S57							
S58	5				1	4	
S59	8			1	2	5	
S60	5			2	1	2	
S61	9		2	2	2	2	1
S62	3			1	1	1	
S63	10		6		4		
H1	6		3	1	2		
H2	12		3	1	8		
H3	9	1	7		1		
H4	7	1	5		1		
H5	8	1	5		2		
H6	15	2	8		5		
H7	14	6	7		1		
H8	11	4	6		1		
H9	13	7	6				
H10	8	5	3				
H11	12	11	1				
H12	12	10	2				
H13	7	7					
H14	10	10					
H15	4	4					
H16	3	3					
H17	2	2					
H18	1	1					



表 4-④-2

製造後 経年数	調 査 件 数	再塗装の有無							
		再塗装(無)				再塗装(有)			
		再塗装 (無)総 件数	劣化な し	やや劣 化	劣化	再塗装 (有)総 件数	劣化な し	やや劣 化	劣化
>31	2	1	0	0	1	1	0	0	1
			0	0	100		0	0	100
26~30	5	3	0	0	3	2	0	2	0
			0	0	100		0	100	0
21~25	20	3	0	0	3	17	5	11	1
			0	0	100		29	65	6
16~20	40	19	0	14	5	21	17	3	1
			0	74	26		81	14	5
11~15	53	43	11	32	0	10	10	0	0
			26	74	0		100	0	0
6~10	56	55	37	18	0	1	1	0	0
			67	33	0		100	0	0
0~5	27	27	27	0	0	0	0	0	0
			100	0	0		0	0	0

(上段：件数、下段：%)

(上段：件数、下段：%)

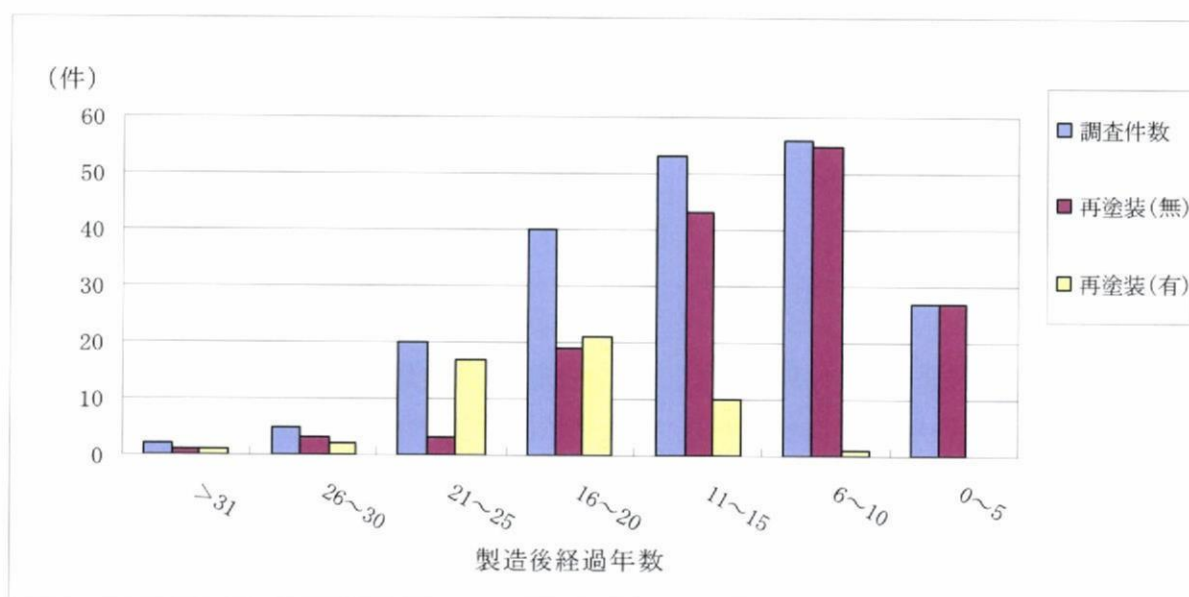


図 4-④-1

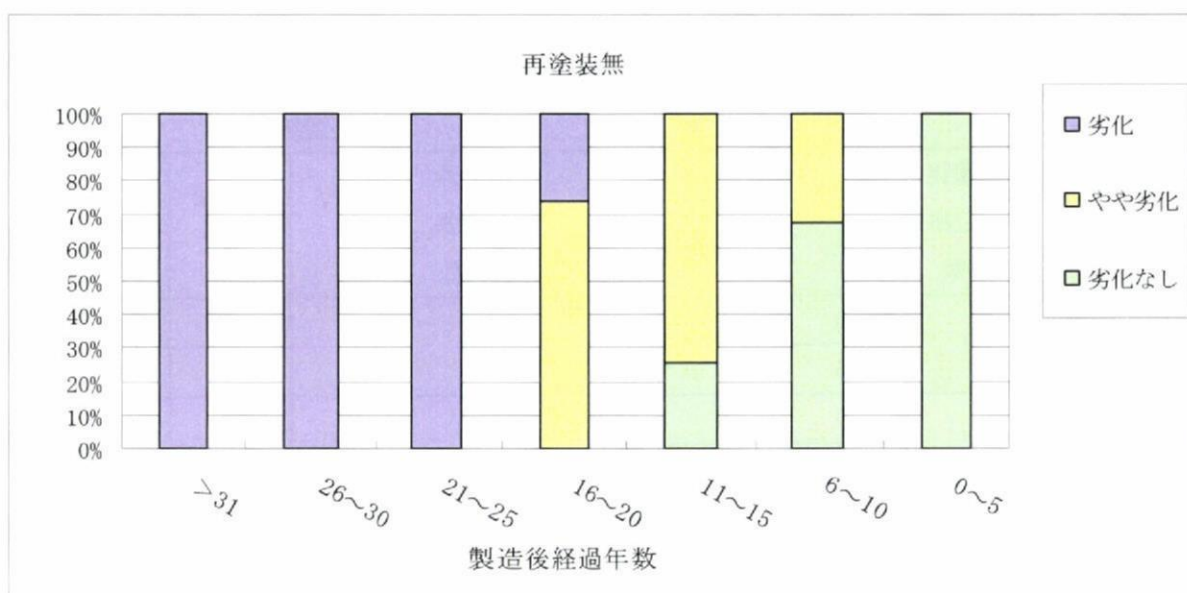


図 4-4-2

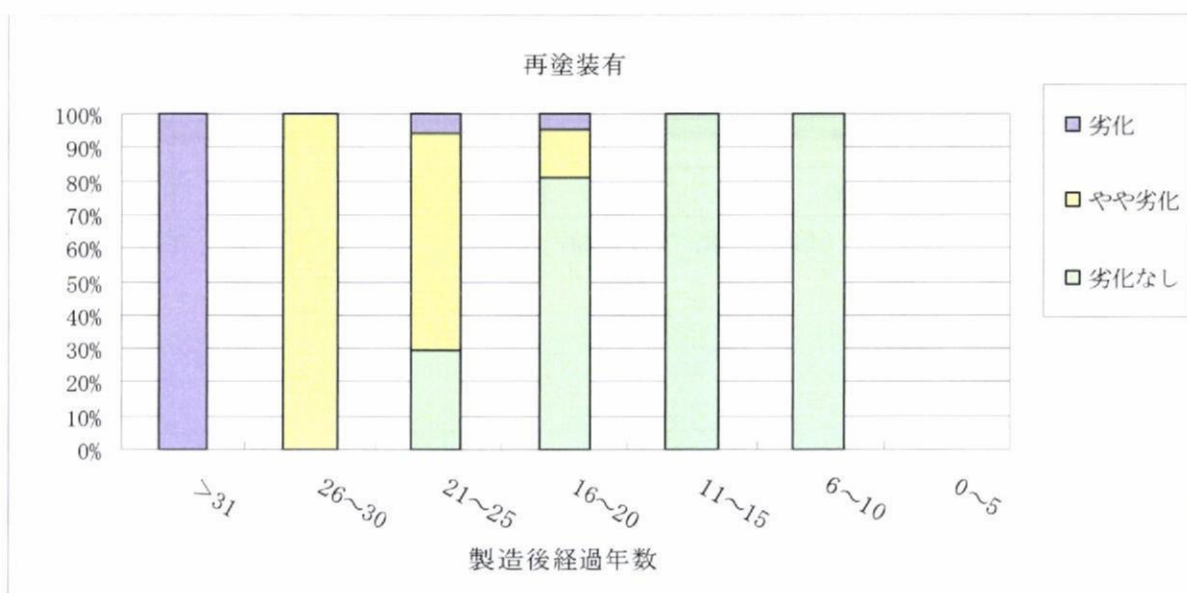


図 4-4-3

(4) まとめ

今回の調査結果より、件数も少なく又、調査地域が一地域であったため、この結果がすべての地域に当てはまるとは考えにくいですが、屋外設置・FRP製パネル型貯水槽の補修工事(再塗装等)の時期は10~15年がひとつの目安と考えられる。

## 5. 平成18年度の研究によって把握された問題点の考察

現地調査などの結果を踏まえ、次のような点が指摘される。

第一は、第三者による検査の重要性である。地方自治体の現地調査では、いずれも簡易専用水道に関する受検率は、高いものの、小規模貯水槽水道の受検率は、極めて低いのが現状であった。横浜市の実例で見ると、受検率の低い小規模貯水槽水道の不適事項の発生率が簡易専用水道に比べて、顕著に高いことから、啓発による管理基準の周知だけで、適正な管理を担保することは、十分でなく、第三者による検査の重要であることが示唆されている。

しかし、登録検査機関だけの対応では、検査に関する法的根拠のない小規模貯水槽水道に対する受検率を高めていくことに限界があることは、地方自治体における実例が示しているところであり、今後、行政サイドからの積極的アプローチ、なかんずく啓蒙普及活動の活発化が求められる。

第二に、検査が困難な施設、検査を行う際に、危険が伴う施設の存在をどうするかという問題である。東京都の調査に見られるように、タンク構造別のC/D判定は、躯体一体型のものの不適率が高い傾向があり、このほか、検査が難しく、また、昇降する際、危険な構造を持つ施設も存在する。このほか、クロスコネクションの存在や用途別に見て、特定の用途で、改善が進んでいない傾向も見られる。以上のような、構造上の様々な問題点を踏まえ、改善に結びつくという意味で、より効果的で、より効率的な検査のあり方について検討する必要がある。その際、これをサポートする観点から、何らかの行政サイドからのアプローチも検討される必要がある。

第三に、今回の調査では、利用者や人口そのものの減少、使用量の節減等地域社会や住民意識の変化により、当初大きな貯水槽を設置したものの、想定通りには、使用されず、その結果、水の滞留期間が長期化している事例があることが指摘された。様々な要因から、今後、こうした動きがさらに強まる可能性もあり、対応の仕方を考えておくべき大きな問題である。こうした事態に対処し、規模の縮小や運転管理の合理化等とるべき適切な技術的な対応のあり方を検討する必要がある。また、これを促進するため必要な行政上の指導方針を確立することも必要と考えられる。

第四に、貯水槽水道の清掃を徹底させようとする動きも見られている。名古屋市の動きがそれで、大変意欲的な点が評価できる。しかし、清掃を行えば、直ちに問題がなくなるというわけではない。清掃事業の実施の仕方について、例えば、知識のないものが携わることや、専用の器具や作業着が用意されていない場合があること等適正な清掃が担保されないような清掃がなされている事例も指摘されており、今後、こうした点でも適切な指導が求められている。また、これに関連して、検査と清掃とを明確に分離し、その上で、相互に連携して業務を行っている新潟県の例は大変参考になる事例と考えられる。

第五に、衛生的に問題がある場合の保健所への届け出の問題である。個人情報保護の関